

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 9 月 19 日（火）第3350号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 3
- 軽油引取税の特約業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）（大隅地域振興局取扱い） 3
（大島支庁取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 4
- 一般競争入札公告（農地整備課取扱い） 4
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第963号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により，次のとおり指定採取源として指定する。

平成29年 9 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 指定番号 | 指定年月日 | 指定採取源の種別 | 樹種 | 所在場所 | 本数及び面積 | 所有者等の氏名及び住所 |
|------|----------------|----------|----|---------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 29-1 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹林 | すぎ | 霧島市福山町福 沢国師畑4382番 1 | 837本 0.2790ヘクタール | 砂田博文 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-2 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹林 | すぎ | 霧島市福山町福 沢国師畑4400番 | 1,323本 0.4410ヘクタール | 砂田博文 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-3 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹林 | すぎ | 霧島市福山町福 沢国師畑4402番 | 870本 0.2900ヘクタール | 砂田則夫 霧島市福山町 福沢4488 |
| 29-4 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹林 | すぎ | 霧島市福山町福 沢国師畑4405番 | 620本 0.2067ヘクタール | 砂田チリ 霧島市福山町 福沢4488 |
| 29-5 | 平成29年 | 普通母樹 | すぎ | 霧島市福山町福 | 310本 | 砂田博文 |

| | | | | | | |
|-------|----------------|-----------|----|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| | 9月19日 | 林 | | 沢国師畑4409番 | 0.1036ヘクタール | 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-6 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 霧島市福山町福 沢国師畑4410番 1 | 604本 0.2014ヘク タール | 砂田博文 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-7 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市大隅町大 谷観音迫段1628 番2 | 4,481本 1.7927ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-8 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市大隅町大 谷観音迫段1630 番2 | 394本 0.1576ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-9 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市大隅町大 谷観音迫段1637 番1 | 1,881本 0.7524ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-10 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市大隅町大 谷観音迫段1640 番 | 2,800本 1.1201ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-11 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市大隅町大 谷観音迫段1643 番1 | 1,317本 0.5271ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-12 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市大隅町大 谷屋敷ヶ迫1680 番2 | 3,889本 1.5558ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-13 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市大隅町大 谷屋敷ヶ迫1695 番1 | 1,377本 0.5509ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-14 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市末吉町諏 訪方桐木210番 1 | 931本 0.3726ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-15 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市末吉町諏 訪方桐木212番 | 464本 0.1859ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-16 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市末吉町諏 訪方関山西246 番1 | 2,106本 0.8426ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |
| 29-17 | 平成29年 9月19日 | 普通母樹 林 | すぎ | 曾於市末吉町諏 訪方関山西280 番1 | 585本 0.2341ヘク タール | 砂田早月 霧島市福山町 福山5460-14 |

鹿児島県告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年9月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市横川町上ノ字柿木濱弓場5833番2, 5833番45
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第965号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年9月19日から同年10月3日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年9月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町岸良513番地3 立本啓
肝属郡肝付町岸良1180番地1 前原富義
肝属郡肝付町岸良1727番地 谷山幸三
- 2 加入区
岸良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
内之浦漁業協同組合

鹿児島地域振興局告示第23号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第88条第1項の規定により、軽油引取税の特約業者を次のとおり指定した。

平成29年9月19日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

| 特約業者の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定年月日 |
|----------|--------|-----------------|---------------|
| 株式会社大豊石油 | 谷 芳成 | 奄美市名瀬小浜町31番1号 | 平成29年 9月1日 |

大隅地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年9月19日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|---------------------------|--|---------------------------|-----------------------------|--------|---------------|--------------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 児童デイサービス・アニマート 鹿屋あさひばる | 鹿屋市旭原町 3642番地16ロイ ヤルセンチュリ 一鹿屋1階西側 | R a y F u t u r e 株式会社 | 鹿児島市高麗町 32番21号高麗ビ ル1階 | 神山 裕人 | 平成29年 7月1日 | 放課後等 デイサー ビス |

大島支庁告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 9 月 19 日

大島支庁長 鎮寺裕人

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-------------------|----------------------|-----------|---------------------------|--------|-----------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 放課後デイサービス ヒマワリ就学塾 | 奄美市名瀬長浜町14-2コーポ松元1-B | 株式会社あまみらい | 奄美市名瀬末広町18-13アクサ生命ビル101号室 | 園田 明 | 平成29年7月1日 | 放課後等デイサービス |

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年9月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年 9 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターニシムタ伊集院店
日置市伊集院町猪鹿倉字池田798番地1 外54筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年4月10日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年4月10日
- 3 意見の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称変更による周辺地域の生活環境保持については支障の無いものと考えます。
 - (2) 大規模小売店舗の駐車場の位置及び収容台数の変更による周辺地域の生活環境保持については支障の無いものと考えます。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 9 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
広幅複写機の賃貸借 11台
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年12月27日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県農政部農地整備課工事事務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3234
ファックス番号 099-286-5602

(3) 申請書類の受付期間

平成29年9月19日から同年10月2日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県農政部農地整備課工事事務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年10月30日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年10月31日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎12階）農地整備課

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成29年10月13日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農政部農地整備課工事事務係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3234

ファックス番号 099-286-5602

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Wide copying machines:11
- (2) DELIVERY PERIOD:
27 December 2017
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 30 October 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Agriculture Department
Farmland Improvement Division
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3234
FAX 099-286-5602

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 9 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(3工区)
出水市緑町1番の一部及び19番4の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
水路 出水市緑町1番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
出水市緑町1番3号
出水市長 渋谷俊彦

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第106号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 9 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|------------------------------|-----------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | C R ぱちんこ麻雀格闘倶楽部NM3 | 株式会社コナミアミューズメント | 7P0949 |
| ぱちんこ遊技機 | C R A リング 終焉ノ刻 F P W | 株式会社藤商事 | 7P0851 |
| ぱちんこ遊技機 | C R A n o t h e r アナザー F P W | 株式会社藤商事 | 7P0977 |
| ぱちんこ遊技機 | C R ぱちんこテラフォーマーズK Z 1 | 京楽産業. 株式会社 | 7P0678 |

| | | | |
|---------|-------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | C RぱちんこテラフォーマーズK A 1 | 京楽産業. 株式会社 | 7P0847 |
| 回胴式遊技機 | 戦国コレクション3 / K R | K P E株式会社 | 7S1038 |
| 回胴式遊技機 | 貞子V S 伽椰子F S C | 株式会社藤商事 | 7S0824 |

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月19日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第4号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第31条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第31条の2 病院事業管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消したときも、同様とする。

第32条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者による納付）

第32条の2 企業出納員又は現金取扱員は、納入者が、地方自治法第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者に当該納入者に係る収入を納付させることを申し出たときは、これを承認することができる。この場合において、企業出納員又は現金取扱員は当該収入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

2 企業出納員又は現金取扱員は、前項の規定による承認を行ったときは、直ちに当該納入者に対し、その旨を示す書面を交付しなければならない。この場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該収入を納付したときは、同項の承認があった時に当該収入の納付がされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成29年9月19日から施行する。